

「新 住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（案）」に意見表明 ～地震保険の割引制度の周知とハザードマップ関連コンテンツの活用を提案～

日本損害保険協会近畿支部委員会（委員長：東口 嘉仁・三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 関西地区担当）では、2026年2月13日付で大阪府から公表された「新 住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（案）」に関するパブリックコメントに対し、3月2日に意見表明を行いました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

大阪府では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成28年1月に「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」を策定し、耐震性が不足する住宅・建築物の所有者等に対する、普及啓発や助成制度など様々な手法により耐震化を進めてきたところです。

現計画が本年3月末で計画期限を迎えるにあたり、これまでの取組検証の結果や社会情勢の変化などを踏まえ、より一層の耐震化を促進させるため、「新 住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（案）」を作成しましたので、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、府民や団体等の方々のご意見・ご提言を募集いたします。

【意見内容の概要】

今般の、新 住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）（案）における基本方針・目標について賛同します。

その上で、以下の2点についてご提案させていただきます。

1. P.12の③所有者にジャストフィットする周知啓発に関連して

「地震保険」の割引制度の周知について、計画に盛り込んでいただきたい。

政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。

<地震保険の割引制度>財務省「地震保険制度の概要」抜粋

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

| 割引制度 | 割引の説明 | 保険料の割引率 |
|---------|--|-------------------------------------|
| 免震建築物割引 | 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合 | 50% |
| 耐震等級割引 | 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合 | 耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10% |
| 耐震診断割引 | 対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合 | 10% |
| 建築年割引 | 対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合 | 10% |

<参考>

[地震のあとの、くらしを守る「地震保険」 | 【日本損害保険協会】](#)

2. P. 40 のハザードマップの活用に関連して

日本損害保険協会では、ハザードマップを周知するためのeラーニング・コンテンツを用意していますので、その活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

<参考>

[動画で学ぼう！ハザードマップ | 日本損害保険協会](#)